



令和 6年 6月 14日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和6年6月14日付

市役所職員の懲戒処分について

令和6年6月14日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

記

事案①

- 1 所属及び職種 豊川市役所産業環境部農務課 技師
- 2 年齢及び性別 30代 男性
- 3 処分内容 停職3月
- 4 処分理由

(1) 事案概要

当該職員は、令和3年から令和5年にかけて複数の利害関係者及び職員から返済能力を超えて金銭を借り入れており、その件が令和5年12月に発覚したため、本人からの報告に基づき関係者の確認、借入額、返済状況を確認し、令和6年2月19日付で給料月額10分の1の減給3か月の懲戒処分を行った。

しかしながら、処分以降、利害関係者（業者）については、新たに10名、合計307万円の借り入れが、また、職員については新たに8名、合計119万円の借り入れが発覚した。

このことは、当初の調査において、本人から事実すべてを申告していなかったことによるものであり、一部、虚偽の報告にも該当する。

なお、利害関係者に対して便宜を図るなどの不適切な事実は確認されなかった。

(2) 処分理由

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するもの。

5 処分年月日

令和6年6月14日

6 その他

今回の事案に関連し、当該職員から退職願が提出されたため、当該職員は令和6年6月30日付で退職となります。



## 事案②

- 1 所属及び職種 豊川市役所建設部建築課 主事
- 2 年齢及び性別 20代 男性
- 3 処分内容 戒告
- 4 処分理由

### (1) 事案概要

当該職員は担当する市営住宅の管理業務において、以下4点の業務で職務を怠り公務の運営に支障を生じさせた。

- ・ 令和4年度から令和5年度にかけて、業者から受け付けた市営住宅の行政財産目的外使用許可申請の書類を他の書類に紛れさせるなど、3件について処理を怠り許可を遅延させるとともに、目的外使用料360円の徴収を遅延させた。
- ・ 令和5年度に市営住宅を退去した入居者2件について、未払い費用の請求を怠り、滞納整理業務の遅延を発生させた。滞納額37万2,600円。
- ・ 市営住宅の敷金還付業務について、令和2年度から令和5年度にかけて、21件の還付処理または充当処理を怠り遅延させた。総額88万1,781円。
- ・ 令和5年4月から使用を開始した営繕積算システムの契約業務を怠り、契約締結を遅延させた。契約金額69万8,720円。

### (2) 処分理由

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するもの。

## 5 処分年月日

令和6年6月14日

## 6 管理監督責任

- (1) 対象者 建築課主幹
- (2) 措置内容 訓告

## 市長コメント

本市職員による、利害関係者等からの金銭の借り入れにかかる虚偽の報告、及び複数の業務の遅延の2件について、本日付で懲戒処分等を行いました。

この事実を厳粛に受け止め、今後このようなことが二度と起きないように、職員に対する綱紀保持及び服務規律の周知徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

### 【お問合せ先】

豊川市役所総務部人事課 天野、鈴木

TEL:0533-89-2122 E-mail: jinji@city.toyokawa.lg.jp